

水道料金は、納期限までに納めましょう

■水道料金の未納について

水道事業は、水道使用料金の収入により、独立採算制で給水事業を行っています。このため、利用者の皆さんから、料金のお支払いが滞りますと事業運営に支障をきたすこととなり、安定した水道水の供給が出来なくなってしまいます。

使用者の一部の方について、支払いが遅れ、再三にわたる請求にもかかわらずお支払いいただけない状態にあります。水道料金を滞納したまま放置されますと期間内にお支払いされている大多数の皆さんと公平性を欠くこととなります。

水道は町民の生活や経済活動に必要な不可欠なものです。円滑な水道事業の運営のため、期限内のお支払いにご協力をお願いします。

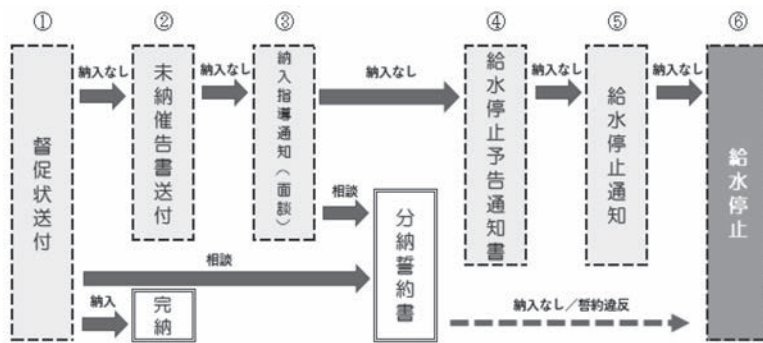
なお、お支払いできない事情がある方はご相談ください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

■水道料金を滞納すると給水を停止します

水道事業は、皆様からの水道料金で運営しています。水道料金等をお支払いいただけないお客様に対しては、公平性を確保するためにやむを得ず給水停止します。

なお、再三にわたる通知によっても納付いただけない場合には、水道法第15条第3項及び鹿部町給水条例第36条第1号に基づき、「給水停止」を行います。

給水停止は生活に大きな影響を及ぼしますので、必ず納期限内に納付していただきますようお願いいたします。



※給水停止により使用者に損害が生じても一切の責任を負いません。

※お問い合わせ先 役場建設水道課 (Tel: 7-5294)

海岸保全施設点検の実施について

北海道が管理する堤防・護岸の定期点検が行われます。2～3名の調査員が堤防・護岸上を徒歩で移動し、目視によりコンクリートのひび割れや欠損の状況を確認します。

<委託者>北海道 渡島総合振興局 函館建設管理部

<受託者>日本データサービス 株式会社

住所: 札幌市東区北16条東19丁目1-14

TEL: 011-780-1116 (直通)

担当: 設計診断部 木村・森田

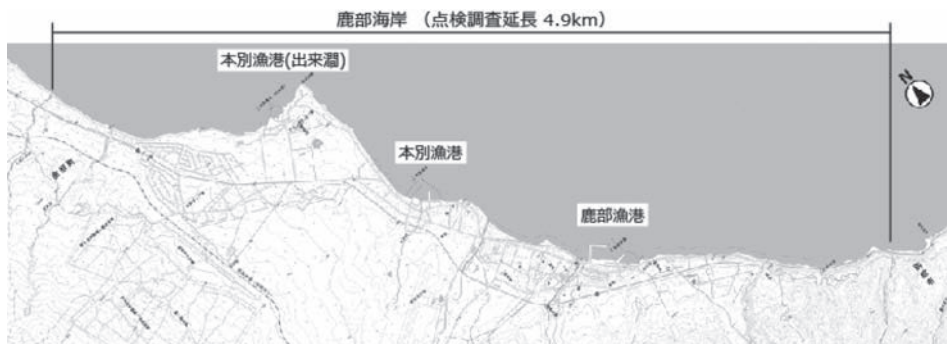
<対象施設>鹿部海岸の堤防・護岸・斜路*

*北海道が所管する施設のみ対象となります

<点検期間>令和3年7月5日～7月31日

この期間の概ね5日間程度となります

現地点検状況: 目視等による現状把握



出典: 国土地理院ウェブサイト (地理院タイル)
地理院タイル (淡色地図) を加工して作成